

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令について

1. 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下、路外駐車場車いす利用者用駐車施設という。）を1以上設けなければならない。
2. 路外駐車場車いす利用者用駐車施設は次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は350cmとすること
 - (2) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設であることの表示をすること
 - (3) 次項の路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること
 - (4) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設は、当該駐車施設から道、公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、次のア～ウに掲げる3つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路といいます。）とすること
 - ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、次の一から四に掲げる傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
 - 一 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること
 - 二 勾配は1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと
 - 三 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること
 - 四 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合には、手すりを設けること
 - イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること
 - ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること
 - 一 幅は、120cm以上とすること
 - 二 50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること

<兵庫県福祉のまちづくり条例>

路外駐車場等の「特定施設整備基準」について(抜粋)

次に掲げる車椅子利用者利用駐車施設を1以上設けること

- ア 幅は、350cm以上であること。
- イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。
- ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨を JIS 適合図を用いて表示し、車椅子利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りではない。

なお次頁に兵庫県の「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）平成24年1月」から「10 駐車場」を抜粋していますので参照して下さい。

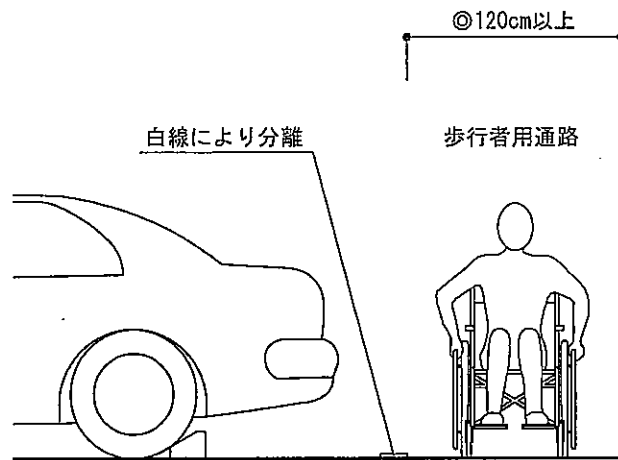
10 駐車場

【基本的な考え方】

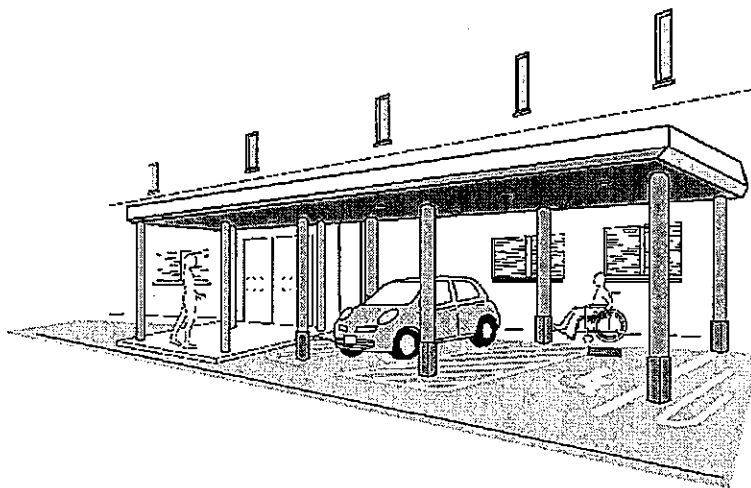
自動車により施設に訪れる車いす使用者等に対応するため、車いす利用者利用駐車施設を設置し、分かりやすい案内により誘導する必要があります。

整備基準		規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の10）			
車いす利用者利用駐車施設 の設置	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる車いす利用者利用駐車施設を1以上設けること。		
幅員	ア 幅は、350cm以上であること。		図Ⅲ-10-1
設置位置	イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。		図Ⅲ-10-1
区画の表示	ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす利用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。		● 図Ⅲ-10-1 図Ⅲ-10-2
出入口付近 の案内板の 設置	エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車いす利用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		図Ⅲ-10-3
車いす利用者 利用駐車施設 の設置（30台 以上）	(2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合には、(1)に掲げる車いす利用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。		図Ⅲ-10-1～ 図Ⅲ-10-3

推奨事項		備 考
施設整備		
駐車場（車いす 利用者利用駐車 施設）	車いす利用者利用駐車施設は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
設置数	・車いす利用者利用駐車施設の数、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であること。	
幅員	・車いす利用者利用駐車施設の両側に、幅100cm以上の乗降用スペースを設けるものであること。	図Ⅲ-10-1
奥行き	・奥行きは、600cm以上であること。	図Ⅲ-10-1
歩行者用通路 の設置	・車道と分離した、幅120cm以上の歩行者用通路を設けるものであること。	図Ⅲ-10-1 図Ⅲ-10-4
発券機・精算 機の位置等	・発券機や精算機は、曲がり角や斜路に設けないものであること。 ・車いす利用者利用駐車施設を設ける駐車場にあつては、発券機及び精算機の操作ボタンは、車いす使用者が利用できる位置に設けるものであること。 ・発券機や精算機の操作方法などを音声案内により行う場合は、聴覚障害者に配慮し、文字でも表示するものであること。	
その他	・車いす利用者利用駐車施設、車いす利用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けるものであること。 ・出庫の際の周囲への注意喚起のため音声による注意喚起を行う場合には、聴覚障害者に配慮し、回転灯を設けるものであること。	図Ⅲ-10-5
管理運営		
衝突防止措置	・見通しの悪いカーブなどの箇所には、鏡を設けるなど衝突防止のための措置を講ずること。	



図Ⅲ-10-4 車いす使用者利用駐車施設の歩行者用通路



図Ⅲ-10-5 建築物出入口まで連続した屋根

- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項